明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○大麻取締法施行規則の全部を改正する省令（厚生労働一四〇）　一
○大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（同一四一）　七
○建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（経済産業・国土交通二）　一四
〔告　示〕
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第一項の規定に基づく自主回収の認定に関して公示する件（農林水産・経済産業・環境三）　一五
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第四項の規定に基づく自主回収の認定取消に関して公示する件（同四）　二〇
○原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針を改正したので、同条第三項の規定に基づき、公表する件（原子力規制委八）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消関係　四
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、特定空家等の除却命令関係　八
会社その他
会社決算公告　九

省　令

○厚生労働省令第百四十号

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行に伴い、及び大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）の規定に基づき、大麻取締法施行規則の全部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月十六日

厚生労働大臣　福岡　資麿

大麻取締法施行規則の全部を改正する省令

大麻取締法施行規則（昭和二十三年厚生省農林省令第一号）の全部を次のように改正する。

大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則

（大麻草採取栽培者の免許の申請）

第一条　大麻草の栽培の規制に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の規定により大麻草採取栽培者の免許（以下この条、第三条、第四条、第七条及び第八条（第五項を除く。）において単に「免許」という。）を受けようとする者は、別記第一号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、栽培地の属する都道府県の知事（以下「都道府県知事」という。）に提出しなければならない。

一　免許を受けようとする者が個人であるときは、略歴を記載した書類、住民票の写し及び公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書で写真を貼り付けたもの又はその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの

二　免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

三　免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該役員の住民票の写し及び公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書で写真を貼り付けたもの又はその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの

四　免許を受けようとする者（法人又は団体であるときは、その業務を行う役員）に係る精神の機能の障害又は当該免許を受けようとする者が麻薬中毒者であるかないかに関する医師の診断書

五　免許を受けようとする者（法人又は団体であるときは、その業務を行う役員）が法第五条第二項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書

六　栽培地の登記事項証明書

七　栽培地の区域を示す図面

八　栽培地が自己の所有に属しないときは、その所有者の同意書、賃貸借契約書の写しその他の免許を受けようとする者が栽培地を使用することができる旨を証明する書類

九　免許を受けようとする者が現に法第二条第三項の大麻草栽培者であるときは、当該免許証の写し

十　事業計画書

十一　業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造を示す図面及び写真

十二　免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、大麻草の栽培に従事する者の雇用契約書の写しその他大麻草の栽培に従事する者に対する使用関係を証する書類

十三　免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、大麻草の栽培に従事する者の業務の内容を記載した書類

（法第五条第二項第五号の厚生労働省令で定める者）

第二条　法第五条第二項第五号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により大麻草採取栽培者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（大麻草採取栽培者名簿の記載事項）

第三条　法第六条第一項に規定する大麻草採取栽培者名簿に登録すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一　登録番号及び登録年月日

二　住所地、氏名又は名称及び生年月日（法人又は団体であるときは、その業務を行う役員の氏名を含み、生年月日を除く。）

三　栽培地の数、位置及び面積

四　業務上大麻を取り扱う事務所の位置

五　栽培目的

六　免許に付した条件

七　免許証の再交付の事由及び年月日

八　法第十二条の三第二項の規定による登録の抹消の事由及び年月日

（大麻草採取栽培者の報告）

第四条　法第九条の報告をしようとする大麻草採取栽培者（免許の有効期間が満了した者を含む。）は、別記第二号様式による報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

（帳簿の記載事項）

第五条　法第十条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、採取した大麻草の繊維の数量とする。

（大麻の廃棄方法）

第六条　法第十二条第一項の厚生労働省令で定める方法は、焼却、埋却その他の大麻を回収することが困難な方法とする。

（事故が生じたときの届出事項）

第七条　法第十二条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出をしようとする者の氏名及び住所（法人又は団体であるときは、その名称、業務を行う役員の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　免許証の番号、免許年月日及び免許証の種類

三　栽培地及び業務上大麻を取り扱う事務所の位置

四　事故発生の状況

（免許の取消し等の届出）

第八条　法第十二条の四第一項の規定による届出をしようとする者は、別記第三号様式による届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

2　法第十二条の四第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出をしようとする者の氏名及び住所（法人又は団体であるときは、その名称、業務を行う役員の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　免許証の番号、免許年月日及び免許証の種類

三　免許の取消しを受けようとする理由及びその年月日

四　現に所有する大麻草の繊維の数量

3　法第十二条の四第三項の規定による届出をしようとする者は、別記第四号様式による届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

4　法第十二条の四第三項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出をしようとする者の氏名及び住所（法人又は団体であるときは、その名称、業務を行う役員の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　免許証の番号、免許年月日及び免許証の種類

三　栽培地の所在地及び名称

四　現に管理する大麻草の繊維の数量

5　法第十二条の四第三項に規定する者が当該大麻草を栽培し、又は当該大麻を所持しようとするときは、法第五条第一項又は法第十三条第一項の規定により大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者の免許を受けなければならない。

（大麻草研究栽培者の免許の申請）

第九条　法第十三条第一項の規定により大麻草研究栽培者の免許（以下この項において単に「免許」という。）を受けようとする者は、別記第一号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、栽培地を管轄する地方厚生局長（以下「地方厚生局長」という。）に提出しなければならない。

一　免許を受けようとする者の略歴を記載した書類、住民票の写し及び公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書で写真を貼り付けたもの又はその他地方厚生局長がこれらに準ずるものとして特に認めるもの

二　免許を受けようとする者に係る精神の機能の障害又は当該免許を受けようとする者が麻薬中毒者であるかないかに関する医師の診断書

三　免許を受けようとする者が法第十三条第二項において準用する法第五条第二項各号（第七号を除く。）のいずれにも該当しない旨の宣誓書

四　栽培地の登記事項証明書

五　栽培地の区域を示す図面

六　栽培地が自己の所有に属しないときは、その所有者の同意書、賃貸借契約書の写しその他の免許を受けようとする者が栽培地を使用することができる旨を証明する書類

七　免許を受けようとする者が現に大麻草栽培者であるときは、当該免許証の写し

八　研究計画書

九　業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造を示す図面及び写真

2　第二条、第三条及び第五条から前条までの規定は、大麻草研究栽培者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条（見出しを含む。）	法第五条第二項第五号	法第十三条第二項において準用する法第五条第二項第五号
第三条（見出しを含む。）	大麻草採取栽培者名簿	大麻草研究栽培者名簿
	法第六条第一項	法第十三条第二項において準用する法第六条第一項
第三条第二号	生年月日（法人又は団体であるときは、その業務を行う役員の氏名を含み、生年月日を除く。）	生年月日
第三条第五号	栽培目的	研究目的
第三条第六号	免許	大麻草研究栽培者の免許（第九条第二項において準用する第八条第五項を除き、以下単に「免許」という。）
第三条第八号	法第十二条の三第二項	法第十七条第一項において準用する法第十二条の三第二項
第五条	法第十条第一項第四号	法第十七条第一項において準用する法第十条第一項第四号
	採取した大麻草の繊維の数量	研究のため使用した大麻の品名及び数量並びに使用した年月日

第六条	法第十二条第一項	法第十七条第一項において準用する法第十二条第一項
第七条	法第十二条の二第一項	法第十七条第一項において準用する法第十二条の二第一項
第七条第一号	住所（法人又は団体であるときは、その名称、業務を行う役員の氏名及び主たる事務所の所在地）	住所
第八条	法第十二条の四第一項	法第十七条第一項において準用する法第十二条の四第一項
第八条	次に掲げる事項	次の各号（第四号を除く。）に掲げる事項
第八条	法第十二条の四第三項	法第十七条第一項において準用する法第十二条の四第三項
第八条第一項	別記第三号様式による届出書を都道府県知事	別記第三号様式による届出書を栽培地を管轄する地方厚生局長（以下「地方厚生局長」という。）
第八条第二項第一号	住所（法人又は団体であるときは、その名称、業務を行う役員の氏名及び主たる事務所の所在地）	住所
第八条第三項	別記第四号様式による届出書を都道府県知事	別記第四号様式による届出書を地方厚生局長

（大麻草研究栽培者の報告）

第十条　法第十五条第一項の報告をしようとする大麻草研究栽培者は、別記第五号様式による報告書を地方厚生局長に提出しなければならない。

2　法第十五条第一項第五号に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該有効期間中に譲り渡し、又は廃棄した大麻の品名及び数量とする。

（収去証の交付）

第十一条　法第二十一条第一項の規定により麻薬取締官又は麻薬取締員その他の職員が大麻を収去しようとするときは、別記第六号様式による収去証を交付しなければならない。

（証票）

第十二条　法第二十一条第二項の規定により、携帯すべき身分を示す証票は、別記第七号様式によるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和六年十二月十二日）から施行する。

（経過措置）

第二条　改正法附則第三条第一項に規定する大麻栽培者及び大麻研究者の大麻の栽培については、この省令による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則の規定にかかわらず、その免許の有効期間内は、なお従前の例による。

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記第１号様式（法第５条、第13条第１項関係）

収入印紙（大臣免許に限る。）

大麻草（採取／研究）栽培者免許申請書

栽培地	数	
	位置	
	面積	
目的		
計画概要		
業務管理体制		
備考		

上記のとおり、免許を受けたいので申請します。

年　月　日

住所（法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地を含む。）

氏名（法人又は団体にあっては、その名称及び役員の氏名を含む。）

生年月日（法人又は団体を除く。）

厚生労働大臣（地方厚生（支）局長、都道府県知事）　殿

（注意）

1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

2　収入印紙は、大臣免許に係る申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。

3　栽培地が複数ある場合には、栽培地ごとに位置、面積の欄を追加して記載すること。

別記第２号様式(法第９条関係)

大麻草採取栽培者の年間報告書

免許証番号	第　　号	免許年月日	年　　月　　日
大麻草の作付面積		当該年中に採取した大麻草の繊維の数量	

大麻の品名	当該年の初めに所持した数量	当該年中に採取し、又は譲り受けた数量	当該年の末日に所持した数量	備考

上記のとおり、報告します。

年　　月　　日

住所（法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地を含む。）

氏名（法人又は団体にあっては、その名称及び役員の氏名を含む。）

生年月日（法人又は団体を除く。）

都道府県知事　　殿

（注意）

1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

2　栽培地が複数ある場合には、原則として栽培地ごとに作成すること。

別記第３号様式(法第12条の４第１項、第17条第１項関係)

大麻草〔採取／研究〕栽培者免許取消届

免許証の番号	第　　号	免許年月日	年　　月　　日
免許証の種類			
免許証返納の理由及びその年月日			
現在の大麻草の作付面積			
現に所有する大麻の品名及び数量	品名	数量	
現に所有する大麻草の繊維の数量			
備考			

上記のとおり、免許の取消しを受けたいので、免許証を添えて届け出ます。

年　　月　　日

住　所（法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地を含む。）

氏　名（法人又は団体にあっては、その名称及び役員の氏名を含む。）

厚生労働大臣（地方厚生（支）局長，都道府県知事）　殿

（注意）

用紙の大きさは、Ａ４とすること。

別記第４号様式(法第12条の４第３項、第17条第１項関係)

大麻草｛採取／研究｝栽培者死亡等届

免許証の番号	第　号	免許年月日	年　月　日
免許証の種類		氏名	
届出の理由			
栽培地	所在地		
	名称		
現在の大麻草の作付面積			
現に管理する大麻の品名及び数量	品名	数量	
現に管理する大麻草の繊維の数量			
備考			

上記のとおり、免許証を添えて届け出ます。

年　月　日

住所｛法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地を含む。｝

届出義務者続柄

氏名｛法人又は団体にあっては、名称及び役員の氏名を含む。｝

厚生労働大臣(地方厚生(支)局長、都道府県知事)　殿

(注意)

用紙の大きさは、Ａ４とすること。

別記第５号様式(法第15第１項関係)

大麻草研究栽培者の年間報告書

免許証番号	第　号	免許年月日	年　月　日
大麻草の作付面積			

大麻の品名	当該有効期間の初日に所持した大麻の数量	当該有効期間中に採取し、又は譲り受けた大麻の数量	当該有効期間中に譲り渡し、又は廃棄した大麻の数量	当該有効期間の末日に所持した大麻の数量	備考

上記のとおり、報告します。

年　月　日

住所

氏名

生年月日

厚生労働大臣(地方厚生(支)局長)　殿

(注意)

用紙の大きさは、Ａ４とすること。

別記第６号様式（法第21条第１項関係）

番号 収　去　証　控 免許の種類及び免許証の番号 氏名又は名称 住　　所 収　去　場　所 品　名　数　量 年　　月　　日 収去者職　氏　名 備　考	番号 収　去　証 免許の種類及び免許証の番号 氏名又は名称 住　　所 収　去　場　所 品　名　数　量 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十一条第一項の規定により上記のように収去する。 年　　月　　日 収去者職　氏名　　㊞

㊞

備考　用紙の大きさは、A5とする。

別記第７号様式（第21条第２項条関係）

表面

12cm

8cm

第　　号

官　　職

氏　　名

年　　月　　日生

大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第21条の規定による当該職員の証

年　　月　　日発行

（１年間有効）

厚生労働省（地方厚生局又は都道府県）　㊞

写真貼付面

裏面

この証票を携帯する者は、大麻草の栽培の規制に関する法律第21条の規定により立入検査又は収去を行う職権を有するものである。

大麻草の栽培の規制に関する法律抜粋

第21条　厚生労働大臣又は都道府県知事は、この法律の施行のため特に必要があるときは、大麻草栽培者その他の関係者から必要な報告を求め、又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員その他の職員に、栽培地、倉庫、研究室その他大麻に関係ある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り大麻を無償で収去させることができる。

２　麻薬取締官又は麻薬取締員その他の職員が前項の規定により立入検査又は収去をする場合には、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

○厚生労働省令第百四十一号

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和六年十月十六日

厚生労働大臣　福岡　資麿

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

（麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部改正）

第一条　麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（譲渡しの許可申請）	（譲渡しの許可申請）
第九条　法第二十四条第十項及び第十二項第二号の規定により麻薬の譲渡しの許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第十号様式）を麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者にあつては地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に、その他の麻薬取扱者にあつては地方厚生局長に、麻薬取扱者以外の者にあつては、譲り渡そうとする麻薬の所在場所を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。	**第九条**　法第二十四条第十項及び第十二項第二号の規定により麻薬の譲渡しの許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第十号様式）を麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者にあつては地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に、その他の麻薬取扱者にあつては地方厚生局長に、麻薬取扱者以外の者にあつては、譲り渡そうとする麻薬の所在場所を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　麻薬業務所（麻薬取扱者以外の者にあつては、譲り渡そうとする麻薬の所在場所）の名称及び所在地	四　麻薬業務所の名称及び所在地
五～七　（略）	五～七　（略）
（麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可申請の特例）	（麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可申請の特例）
第九条の二　二以上の麻薬小売業者は、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、前条の規定にかかわらず、次項に定める手続により共同して、法第二十四条第十二項第一号の規定による麻薬の譲渡しの許可を申請することができる。	**第九条の二**　二以上の麻薬小売業者は、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、前条の規定にかかわらず、次項に定める手続により共同して、法第二十四条第十二項第一号の規定による麻薬の譲渡しの許可を申請することができる。
一　いずれの麻薬小売業者も、次に掲げる場合に限り、麻薬を譲り渡そうとする者であること	一　いずれの麻薬小売業者も、次に掲げる場合に限り、麻薬を譲り渡そうとする者であること
イ　共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方箋により調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき	イ　共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき
ロ　（略）	ロ　（略）
二　（略）	二　（略）
2～11　（略）	2～11　（略）
（麻薬を記載した処方箋の記載事項）	（麻薬を記載した処方せんの記載事項）
第九条の三　法第二十七条第六項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、麻薬診療施設の調剤所において当該麻薬診療施設で診療に従事する麻薬施用者が交付した麻薬処方箋により薬剤師が調剤する場合にあつては、第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を記載することを要しない。	**第九条の三**　法第二十七条第六項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、麻薬診療施設の調剤所において当該麻薬診療施設で診療に従事する麻薬施用者が交付した麻薬処方せんにより薬剤師が調剤する場合にあつては、第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を記載することを要しない。
一　（略）	一　（略）
二　処方箋の使用期間	二　処方せんの使用期間
三・四　（略）	三・四　（略）
（廃棄の届出）	（廃棄の届出）
第十条　法第二十九条の規定により麻薬の廃棄を届け出ようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第十一号様式）をその麻薬業務所の所在地（麻薬取扱者以外の者にあつては、廃棄しようとする麻薬の所在場所）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。	**第十条**　法第二十九条の規定により麻薬の廃棄を届け出ようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第十一号様式）をその麻薬業務所の所在地（麻薬取扱者以外の者にあつては、廃棄しようとする麻薬の所在場所）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　麻薬業務所（麻薬取扱者以外の者にあつては、廃棄しようとする麻薬の所在場所）の名称及び所在地	四　麻薬業務所の名称及び所在地
五～九　（略）	五～九　（略）

（廃棄の方法）

第十条の二　麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者は、麻薬処方箋により調剤された麻薬を廃棄するときは、焼却その他の麻薬を回収することが困難な方法により行わなければならない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第十二条の二　法第三十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　麻薬営業者（麻薬小売業者を除く。）及び大麻草栽培者（以下この条及び第十二条の四において「麻薬営業者等」という。）の使用に係る電子計算機と譲受人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　譲受人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて麻薬営業者等の閲覧に供し、当該麻薬営業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第三十二条第二項に規定する方法による提供を行う旨の承諾又は行わない旨の申出をする場合にあつては、麻薬営業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二　（略）

2　前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一　麻薬営業者等がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。

二　（略）

（廃棄の方法）

第十条の二　麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者は、麻薬処方せんにより調剤された麻薬を廃棄するときは、焼却その他の麻薬を回収することが困難な方法により行わなければならない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第十二条の二　法第三十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　麻薬営業者の使用に係る電子計算機と譲受人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　譲受人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて麻薬営業者の閲覧に供し、当該麻薬営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第三十二条第二項に規定する方法による提供を行う旨の承諾又は行わない旨の申出をする場合にあつては、麻薬営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二　（略）

2　前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一　麻薬営業者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。

二　（略）

3　第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、麻薬営業者等の使用に係る電子計算機と、譲受人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第十二条の四　麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）第一条の二第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　第十二条の二第一項各号に規定する方法のうち麻薬営業者等が使用するもの

二　（略）

（譲渡し等）

第三十六条　法第五十条の十六第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一～九　（略）

十　病院等の開設者から施用のため交付される向精神薬を譲り受け、又は向精神薬小売業者から向精神薬処方箋により調剤された向精神薬を譲り受けた者が、その向精神薬を施用する必要がなくなつた場合において、その向精神薬を病院等の開設者又は向精神薬小売業者に譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合

十一　病院等の開設者から施用のため交付される向精神薬を譲り受け、又は向精神薬小売業者から向精神薬処方箋により調剤された向精神薬を譲り受けた者が死亡した場合において、その相続人又は相続人に代わつて相続財産を管理する者が、

3　第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、麻薬営業者の使用に係る電子計算機と、譲受人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第十二条の四　麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）第一条の二第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　第十二条の二第一項各号に規定する方法のうち麻薬営業者が使用するもの

二　（略）

（譲渡し等）

第三十六条　法第五十条の十六第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一～九　（略）

十　病院等の開設者から施用のため交付される向精神薬を譲り受け、又は向精神薬小売業者から向精神薬処方せんにより調剤された向精神薬を譲り受けた者が、その向精神薬を施用する必要がなくなつた場合において、その向精神薬を病院等の開設者又は向精神薬小売業者に譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合

十一　病院等の開設者から施用のため交付される向精神薬を譲り受け、又は向精神薬小売業者から向精神薬処方せんにより調剤された向精神薬を譲り受けた者が死亡した場合において、その相続人又は相続人に代わつて相続財産を管理する者

現に所有し、又は管理する向精神薬を病院等の開設者又は向精神薬小売業者に譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合

十二～十六　（略）

２～４　（略）

（記録を要しない向精神薬）

第四十二条　法第五十条の二十三第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める向精神薬は、次のとおりとする。

一　（略）

二　向精神薬小売業者又は病院等の開設者が譲り受けた向精神薬（向精神薬小売業者から向精神薬処方箋により調剤された向精神薬を譲り受けた者若しくは病院等の開設者から施用のため交付される向精神薬を譲り受けた者又はこれらの相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者から譲り受けたものに限る。）

三　（略）

（処方箋等の記載）

第五十四条　法第二十七条第六項の規定による処方箋、法第三十二条第一項の規定による譲受証及び譲渡証、法第三十七条第一項、法第三十八条第一項、法第三十九条第一項及び法第四十条第一項に規定する帳簿並びに法第四十一条の規定による記録は、墨又はインキを用いて記載しなければならない。

現に所有し、又は管理する向精神薬を病院等の開設者又は向精神薬小売業者に譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合

十二～十六　（略）

２～４　（略）

（記録を要しない向精神薬）

第四十二条　法第五十条の二十三第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める向精神薬は、次のとおりとする。

一　（略）

二　向精神薬小売業者又は病院等の開設者が譲り受けた向精神薬（向精神薬小売業者から向精神薬処方せんにより調剤された向精神薬を譲り受けた者若しくは病院等の開設者から施用のため交付される向精神薬を譲り受けた者又はこれらの相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者から譲り受けたものに限る。）

三　（略）

（処方せん等の記載）

第五十四条　法第二十七条第六項の規定による処方せん、法第三十二条第一項の規定による譲受証及び譲渡証、法第三十七条第一項、法第三十八条第一項、法第三十九条第一項及び法第四十条第一項に規定する帳簿並びに法第四十一条の規定による記録は、すみ又はインキを用いて記載しなければならない。

別記第一号様式、別記第一号の二様式、別記第十号様式、別記第十一号様式、別記第十六号様式及び別記第十七号様式を次のように改める。

別記第１号様式（第一条関係）

収入印紙（大臣免許に限る。）

麻薬輸入業（麻薬輸出業、麻薬製造業、麻薬製剤業、家庭麻薬製造業、麻薬元卸売業、麻薬卸売業、麻薬小売業、麻薬施用、麻薬管理、麻薬研究）者免許申請書

麻薬業務所	所在地						
	名称						
麻薬施用者又は麻薬研究者にあつては、従として診療又は研究に従事する麻薬診療施設又は麻薬研究施設	所在地						
	名称						
許可又は免許の番号		第号		許可又は免許の年月日	年　月　日		
申請者（法人にあつては、その業務を行う役員を含む。）が次に掲げる欠格条項のいずれにも該当しないこと。	(1) 法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。						
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。						
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。						
	(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者であること。						
	(5) (4)に規定する者に事業活動を支配されていること。						
備考							

上記のとおり、免許を受けたいので申請します。

年　月　日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

厚生労働大臣（地方厚生（支）局長、都道府県知事）　殿

（注意）

1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

2　収入印紙は、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係る申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。

3　許可又は免許の番号の欄には、麻薬営業者の免許の申請であるときは、医薬品医療機器等法の規定による許可証の番号を、麻薬施用者又は麻薬管理者の免許の申請であるときは、医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師の免許の登録番号を記載すること。

4　欠格条項の(1)欄から(5)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその違反の事実及び年月日を、(4)欄及び(5)欄にあつてはその事実があつた年月日を記載すること。

別記第１号の２様式(第一条の四関係)

麻薬輸入業（麻薬輸出業、麻薬製造業、麻薬製剤業、家庭麻薬製造業、麻薬元卸売業、麻薬卸売業、麻薬小売業、麻薬研究）者役員変更届

免許の番号			第　号	免許年月日	年　月　日
麻薬業務所	所在地				
	名称				
変更年月日			年　月　日		
変更前					
変更後					
変更後の業務を行う役員の欠格条項	(1)	法第51条第１項の規定により免許を取り消されたこと。			
	(2)	罰金以上の刑に処せられたこと。			
	(3)	薬事若しくは医事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。			
	(4)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員であつたこと。			
備考					

上記のとおり、業務を行う役員に変更を生じたので届け出ます。

年　月　日

住　所（法人又は団体の主たる事務所の所在地）

氏　名　(法人又は団体の名称)

厚生労働大臣(地方厚生(支)局長、都道府県知事)　殿

(注意)

1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

2　変更前と変更後の欄には、業務を行う役員全員を記載すること。

3　欠格条項の(1)欄から(4)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその事実及び年月日を、(4)欄にあつてはその事実があった年月日を記載すること。

別記第10号様式(第九条関係)

麻　薬　譲　渡　許　可　申　請　書

譲渡人	免許証の番号		第　号	免許年月日	年　月　日
	免許の種類				
	麻薬業務所又は大麻草栽培者が大麻を業務上取り扱う事務所	所在地			
		名称			
譲り渡そうとする麻薬			品名	容量	箇数　数量
譲渡先	免許証の番号		第　号	免許年月日	年　月　日
	免許の種類				
	麻薬業務所又は大麻草栽培者が大麻を業務上取り扱う事務所	所在地			
		名称			
	氏名（法人にあつては、名称）				
譲渡しの理由					

上記のとおり、譲り渡したいので申請します。

年　月　日

住　所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏　名(法人にあつては、名称)

厚生労働大臣(地方厚生(支)局長)　殿

(注意)

用紙の大きさは、Ａ４とすること。

別記第11号様式(第十条関係)

麻　薬　廃　棄　届

免許証の番号	第　号	免許年月日	年　月　日						
免許の種類		氏名							
麻薬業務所又は麻薬の所在場所	所在地								
	名称								
廃棄しようとする麻薬	品名	数量							
廃棄の年月日									
廃棄の場所									
廃棄の方法									
廃棄の理由									

上記のとおり、廃棄したいので届け出ます。

年　月　日

住　所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

届出義務者続柄

氏　名(法人にあつては、名称)

都道府県知事　殿

(注意)

用紙の大きさは、Ａ４とすること。

別記第16号様式(第十二条関係)

麻　薬　譲　受　証

年　月　日

譲受人の免許証の番号	第　号	譲受人の免許の種類		
譲受人の氏名(法人にあつては、名称)	㊞			
譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者	免許証の番号　第　号	氏名	㊞	
麻薬業務所又は大麻草栽培者が大麻を業務上取り扱う事務所	所在地			
	名称			

品名	容量	箇数	数量	備考

(注意)

1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

2　余白には、斜線を引くこと。

別記第17号様式（第十二条関係）

麻　薬　譲　渡　証 年　月　日				
譲渡人の免許証の番号	第　　号	譲渡人の免許の種類		
譲渡人の氏名（法人にあつては、名称）			㊞	
麻薬業務所又は大麻草栽培者が大麻を業務上取り扱う事務所	所在地			
	名称			

品名	容量	箇数	数量	備考

（注意）

1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

2　余白には、斜線を引くこと。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（地域連携薬局の基準等） **第十条の二**　（略） ２　（略） ３　法第六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　薬局開設者が、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一項第一号に規定する麻薬の調剤に応需するために同法第三条第一項の規定による麻薬小売業者の免許を受け、当該麻薬の調剤の求めがあつた場合には、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局で調剤させる体制を備えていること。 五～十　（略） ４～６　（略） （専門医療機関連携薬局の基準等） **第十条の三**　（略） ２・３　（略） ４　法第六条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　薬局開設者が、麻薬及び向精神薬取締法第二条第一項第一号に規定する麻薬の調剤に応需するために同法第三条第一項の規定による麻薬小売業者の免許を受け、当該麻薬の調剤の求めがあつた場合には、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局で調剤させる体制を備えていること。 五～十　（略） ５～８　（略）	（地域連携薬局の基準等） **第十条の二**　（略） ２　（略） ３　法第六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　薬局開設者が、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一項第一号に規定する麻薬の調剤に応需するために同法第三条第一項の規定による麻薬小売業者の免許を受け、当該麻薬の調剤の求めがあつた場合には、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局で調剤させる体制を備えていること。 五～十　（略） ４～６　（略） （専門医療機関連携薬局の基準等） **第十条の三**　（略） ２・３　（略） ４　法第六条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　薬局開設者が、麻薬及び向精神薬取締法第二条第一項第一号に規定する麻薬の調剤に応需するために同法第三条第一項の規定による麻薬小売業者の免許を受け、当該麻薬の調剤の求めがあつた場合には、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局で調剤させる体制を備えていること。 五～十　（略） ５～８　（略）

（大麻取締法第二十二条の五の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令の一部改正）

第三条　大麻取締法第二十二条の五の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令（平成十二年厚生省令第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
大麻草の栽培の規制に関する法律第二十二条の四の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令	大麻取締法第二十二条の五の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令
1　大麻草の栽培の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十二条の四第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第十二号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。	1　大麻取締法（以下「法」という。）第二十二条の五第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第二号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。
一　法第十三条第二項において準用する法第六条第三項に規定する権限	一　法第十六条に規定する権限
二　法第十三条第二項において準用する法第七条に規定する権限	（新設）
三　法第十七条第一項において準用する法第十一条に規定する権限	（新設）
四　法第十七条第一項において準用する法第十二条に規定する権限	（新設）
五　法第十七条第一項において準用する法第十二条の二第一項に規定する権限	（新設）
六　法第十七条第一項において準用する法第十二条の三に規定する権限	（新設）
七　法第十七条第一項において準用する法第十二条の四に規定する権限	（新設）
八　法第十七条第一項において準用する法第十二条の五第二項に規定する権限	（新設）
九　法第十三条に規定する権限	（新設）
十　法第十五条に規定する権限	（新設）
十一　法第十七条第二項に規定する権限	（新設）
十二　（略）	二　（略）
2　法第二十二条の四第二項の規定により、前項各号に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。	2　法第二十二条の五第二項の規定により、前項各号に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第四条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第三条及び第四条関係）	**別表第一**（第三条及び第四条関係）
表一	表一
（略）　（略）	（略）　（略）
大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）	大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）
第十条第一項（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の備付け	第十六条の二第一項の規定による帳簿の備付け
第十条第二項（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の保存	第十六条の二第二項の規定による帳簿の保存
（略）　（略）	（略）　（略）
表二～表四　（略）	表二～表四　（略）

（厚生労働省の所管する法令又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部改正）

第五条　厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
次の各号に掲げる法律又は政令の規定に基づく立入検査等（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）が行うことができることとされているものに限る。）の際に職員が	次の各号に掲げる法律又は政令の規定に基づく立入検査等（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）が行うことができることとされているものに限る。）の際に職員が

携帯するその身分を示す証明書及び狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第三条第二項（同法第六条第六項において準用する場合を含む。）に基づき同法第三条第一項の狂犬病予防員（同法第六条第六項において準用する場合にあっては、同条第二項の捕獲人）が携帯する証票は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一～四　（略） 五　大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十一条第一項 六～四十六　（略）	携帯するその身分を示す証明書及び狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第三条第二項（同法第六条第六項において準用する場合を含む。）に基づき同法第三条第一項の狂犬病予防員（同法第六条第六項において準用する場合にあっては、同条第二項の捕獲人）が携帯する証票は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一～四　（略） 五　大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十一条第一項 六～四十六　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和六年十二月十二日）から施行する。

（経過措置）

第二条　改正法附則第三条第一項に規定する大麻栽培者及び大麻研究者の大麻の栽培については、第三条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律第二十二条の四の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令、第四条の規定による改正後の厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令及び第五条の規定による改正後の厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の規定にかかわらず、その免許の有効期間内は、なお従前の例による。

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○経済産業省国土交通省令第二号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第三号の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月十六日

経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後

別表第一（第三条関係）

	規模	用途	非住宅部分の基準一次エネルギー消費量の水準を示す係数
(1)	非住宅部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）第三条に規定する床面積（非住宅部分の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）をいう。以下この表において同じ。）の合計が三百平方メートル以上であること。	事務所等	0.8
(2)		ホテル等	0.8
(3)		病院等	0.85
(4)		百貨店等	0.8
(5)		学校等	0.8
(6)		飲食店等	0.85
(7)		集会所等	0.85
(8)		工場等	0.75

改　正　前

別表第一（第三条関係）

	規模	用途	非住宅部分の基準一次エネルギー消費量の水準を示す係数
(1)	非住宅部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）第三条に規定する床面積（非住宅部分の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）をいう。以下この表において同じ。）の合計が二千平方メートル以上であること。	事務所等	0.8
(2)		ホテル等	0.8
(3)		病院等	0.85
(4)		百貨店等	0.8
(5)		学校等	0.8
(6)		飲食店等	0.85
(7)		集会所等	0.85
(8)		工場等	0.75

(9)	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満であること。	1.0	
備考　（略）			

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出、同法第十二条第二項若しくは第三項（これらの規定を同法第十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知又は同法第十六条第一項の規定による認定の申請がされた建築物に係る同法第二条第一項第三号の建築物エネルギー消費性能基準については、なお従前の例による。

(9)	非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル未満であること。	1.0	
備考　（略）			